

入札説明書

この入札説明書は、独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程及び契約事務取扱規則（以下「取扱規則等」という。）を遵守し、本件契約に係る入札公告（入札公示及び指名通知）（以下「入札公告等」という。）の他、政府調達に関する協定（昭和55年条約第14号）、文部科学省が定めた文部科学省発注工事請負等契約規則（昭和28年文部省訓令。以下「文部科学省契約規則」という）を準用し、独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「機構」という。）が行う契約に関し、一般競争に参加しようとする競争加入者又はその代理人（以下「競争加入者等」）が熟知しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

I 入札及び契約に関する事項

1 契約責任者等

- (1) 契約責任者 独立行政法人国立青少年教育振興機構
理 事 高橋 宏治
- (2) 郵便番号 151-0052
- (3) 所在地 東京都渋谷区代々木神園町3番1号

2 競争入札事項

- (1) 契約件名 国立沖縄青少年交流の家で使用する電気
予定契約電力 155kW
予定使用電力量 319,493kWh
- (2) 契約内容等 別冊2仕様書による。
- (3) 契約期間 令和8年4月1日0時から令和9年3月31日24時
- (4) 入札方法

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、以下のとおりとする。

- ① 競争加入者等は、請負代金の前金払の有無、前金払の割合又は金額、部分払の有無又はその支払回数等の契約条件を別冊1契約書（案）に基づき、十分考慮して入札金額を見積るものとする。
- ② 入札金額は、予定契約電力に対する単価（基本料金単価）及び予定使用電力量に対する単価（電気料金単価）を根拠（小数点以下を含むことができる。）とし、当該需要場所の仕様書で提示する予定契約電力及び予定使用電力量に基づく契約期間中における総価を算出し、当該需要場所全ての総価を総和した額をもって入札金額とすること。
- ③ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、競争加入者等は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。
- ④ 契約は、落札者の提示した入札単価をもって単価契約とする。

※ 入札書の金額の算定に当たっては、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

- (5) 入札保証金及び契約保証金 免除

3 競争参加資格

- (1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則第3条及び第4条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。
- ① 被保佐人、被補助人及び未成年者で必要な同意を得ている場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - ② 以下の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後2年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様。）
 - (ア) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (イ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (ウ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (エ) 契約の履行に当たり故意又は重大な過失により、工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (オ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (カ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (2) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）において、開札時まで令和7年度に「物品の販売」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。
- なお、競争参加資格を有しない競争加入者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。
- (3) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (4) 入札公告等において日本産業規格を指定した場合にあっては、当該規格の製品を納入できることを証明した者であること。
- (5) 入札公告等において特定銘柄製品名又はこれと同等のものと特定した場合にあっては、これらの製品を納入できることを証明した者であること。
- (6) 当機構から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (7) 二酸化炭素排出原単位、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組並びに電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示に関し、別紙6に掲げる入札適合条件を満たすこと。
なお、入札適合条件を満たしているかに関し、別紙6に掲げる書類を、4（3）入札書等の提出期限の日時までに、4（1）の場所へ持参又は郵送により提出しなければならない。提出された書類は独立行政法人国立青少年教育振興機構において審査するものとし、適合していると判断された者のみ参加できるものとする。また、審査結果については別紙8「参加資格認定通知書」をもって通知するものとする。
- (8) 競争加入者等は、上記事項のうち入札公告等に公告又は公示された事項につき、書面によりこれを証明のうえ、入札書と同時に提出するものとする。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先
〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町3番1号
独立行政法人国立青少年教育振興機構
財務部財務課調達管理室事業支援第二係
TEL 03-6407-7688
FAX 03-6407-7649
E-mail honbu-jigyousien2@niye.go.jp
- (2) 入札説明会の日時及び場所
実施しない。

(3) 入札書等の提出期限

令和7年11月18日(火) 12:00(必着)

(4) 入札書の提出方法

- ① 競争加入者等は、別冊の仕様書、契約書(案)を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、上記4の(1)に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後は、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- ② 競争加入者等は、次に掲げる事項を記載した別紙2の入札書から競争加入者等の立場により様式A1からA3のいずれかを作成した入札書を持参又は郵便(配達記録の残るものに限る。)により提出しなければならないものとする。
 - (ア) 入札件名
 - (イ) 入札金額
 - (ウ) 競争加入者本人の住所、氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)及び押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)
 - (エ) 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印
- ③ 入札書を持参する場合は、封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「令和7年12月11日開札[国立沖縄青少年交流の家で使用する電気]の入札書在中」と朱書きし、郵便により提出する場合は、二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ封印の上、中封筒の封皮には持参する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には「令和7年12月11日開札[国立沖縄青少年交流の家で使用する電気]の入札書在中」と朱書きしなければならない。
- ④ テレックス、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- ⑤ 競争加入者等は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
- ⑥ 競争加入者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(5) 入札の無効

入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

- ① 入札公告及び入札説明書に示した競争参加資格のない者が提出したもの
- ② 入札件名及び入札金額のないもの
- ③ 競争加入者本人の住所、氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)及び押印のないもの又は判然としないもの
- ④ 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないもの(記載のない又は判然としない事項が、競争加入者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。)
- ⑤ 入札件名に重大な誤りのあるもの
- ⑥ 入札金額の記載が不明確なもの
- ⑦ 入札金額の記載を訂正したものでその訂正についての印の押していないもの
- ⑧ 入札公告及び入札説明書において示した入札書の受領期限までに到達しなかったもの
- ⑨ 入札公告及び入札説明書に示した競争加入者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの

- ⑩ 独占禁止法に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出したもの（この場合にあつては、当該入札書を提出した者の名前を公表するものとする。）

- ⑪ その他入札に関する条件に違反した入札書

(6) 入札の延期等

競争加入者等が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状況にあると認められるときは、当該入札を延期し、又は、これを廃止することがある。

(7) 代理人による入札

- ① 代理人が入札する場合は、入札時まで代理委任状を提出しなければならない。
- ② 競争加入者等は、本件に係る入札について他の競争加入者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札の日時及び場所

令和7年12月11日（木） 14：30～

沖縄県那覇市西3-11-1

沖縄県男女共同参画センター（ていりる）2階 会議室2

(9) 開札

- ① 開札は、競争加入者等を立ち合わせて行う。ただし、競争加入者等が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- ② 開札場には、競争加入者等並びに入札事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び上記①の立会職員以外の者は入場することはできない。
- ③ 競争加入者等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ④ 競争加入者等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書を提示しなければならない。この場合、代理人が上記4の（7）の①に該当する代理人以外の者である場合にあつては、代理委任状を提出しなければならない。
- ⑤ 競争加入者等は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札場を退場することはできない。
- ⑥ 開札場において、次の各号の一に該当する者は当該開札場から退去させる。
 - (ア) 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - (イ) 公正な価格を害し又は不正の利益を得るために連合をした者
- ⑦ 開札をした場合において、競争加入者等の入札のうち、予定価格の制限の範囲内に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。ただし、競争加入者等が立ち会わない場合は、2回目以降の入札は辞退したものとみなす。

5 落札者の決定方法 最低価格落札方式とする。

- (1) 前記4の（4）に従い書類・資料を添付して入札書を提出した競争加入者等であつて、前記3の競争参加資格及び入札説明書において明らかにした要求要件をすべて満たし、当該競争加入者等の入札価格が予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った競争加入者等を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によって、その者より当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (2) 落札者となるべき者が2人以上あるときには、直ちに当該競争加入者等にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、競争加入者等のうち出席しない者又

はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

- (3) 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

6 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

- (2) 競争加入者等に要求される事項

- ① この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書及び別封の履行できることを証明する書類を、前記3の競争参加資格を有することを証明する書類（以下「競争参加資格の確認のための書類」という。）とともに、前記4の（3）の入札書の受領期限までに提出しなければならない。
- ② 競争加入者等は、開札日の前日までの間において、履行できることを証明する書類及び競争参加資格の確認のための書類その他入札公告及び入札説明書において求められた条件に関し、説明を求められた場合には、競争加入者等の負担において完全な説明をしなければならない。
- ③ 競争加入者等又は契約の相手方が本件入札に関して要した費用については、すべて当該競争加入者等又は契約の相手方が負担するものとする。

- (3) 競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明できる書類

- ① 競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明できる書類は別紙1により作成する。
- ② 資料等の作成に要する費用は、競争加入者等の負担とする。
- ③ 提出された書類を競争参加資格の確認並びに履行できるかどうかの判断以外に競争加入者等に無断で使用することはない。
- ④ 一旦受領した書類は返却しない。
- ⑤ 一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑥ 競争加入者等が自己に有利な評価を得ることを目的として虚偽又は不正の記載をしたと判断される場合には、評価の対象としない。

- (4) 契約書の作成

- ① 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から7日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約書の取り交わしをするものとする。
- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、契約担当者が契約書の案の送付を受けて、これに記名押印するものとする。
- ③ 前記②の場合において、契約担当者が記名押印したときは、契約書の一通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④ 契約担当者が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

- (5) 支払い条件 別冊1契約書（案）のとおりとする。

- (6) 本件業務の検査等

- ① 落札者が入札書とともに提出した履行できることを証明する書類の内容は、仕様書等と同様にすべて検査等の対象とする。
- ② 検査終了後、落札者が提出した履行できることを証明する書類について虚偽の記載があることが判明した場合には、落札者に対し損害賠償等を求める場合がある。

別紙 1	競争参加資格の確認のための書類及び関係書類
別紙 2	入札書（A 1 ～ A 3）
別紙 2 － 2	積算内訳
別紙 3	委任状（B 1 ～ B 3）
別紙 4	入札書及び委任状の作成・提出にあたっての留意点
別紙 5	競争参加資格確認書類
別紙 5 － 2	暴力団排除に関する誓約事項
別紙 6	参加資格認定通知書
別紙 7	事前の提出書類提出時のチェックリスト
別冊 1	契約書（案）
別冊 2	仕様書

※ 競争加入者の立場により、別紙 2 の入札書 A 1 から A 3 及び別紙 3 の委任状 B 1 から B 3 を使用すること。

別紙 1 競争参加資格の確認のための書類及び関係書類

I 事前の提出書類

- 1 競争参加資格の確認のための書類
 - (1) 令和 7 年度国の競争参加資格（全省庁統一資格）の認定通知書の写し … 1 部
 - 2 履行できることを証明する書類
 - (1) 供給保証書 … 1 部
※社名、代表者名を記載し、社印及び代表者印を押印すること。
 - (2) 納入実績書 … 1 部
(官公庁関係に対する同等規格品の契約実績の写し)
 - ①契約書
 - ②仕様書※契約実績がない場合は、提出不要とするが可能な範囲での提示を求める。
また、契約実績一覧表（件名、相手方、契約日、契約金額等記載可能な事項）での提示を可能とする。
 - 3 入札書（別紙 2 様式） … 1 部
※別添「積算内訳」を添付すること。
※定型封筒に封入のうえ密封し、封の上に入札者の印で割印する。
※事前提出書類締切日以前の日付とする。
 - 4 委任状（別紙 3 様式） … 1 部
※見積書に記載する氏名が支店長等の場合は様式 B2。入札参加者が代理人の場合は様式 B1 若しくは様式 B2、復代理人の場合は様式 B2 及び様式 B3。
 - 5 参考見積書 … 1 部
※仕様書記載内容が満たされたものであること。
なお、小数点以下の取扱いについては、別紙 2－2 の積算内訳注 1 注 2 を参照すること。
※社名、代表者名を記載し、社印及び代表者印を押印すること。
 - 6 競争参加資格確認書類（入札説明書 3.（7）別紙 5 による。） … 1 部
※社名、代表者名を記載し、社印及び代表者印を押印すること。
 - 7 会社概要 … 1 部
 - 8 事前の提出書類提出時のチェックリスト（別紙 9 様式） … 1 部

< I の提出方法 >

- 1 提出期限 令和 7 年 11 月 18 日（火）12 時 00 分（必着）
- 2 提出先 東京都渋谷区代々木神園町 3 番 1 号
独立行政法人国立青少年教育振興機構
財務部財務課調達管理室事業支援第二係

II 開札時の提出書類

- 1 委任状（「I 事前の提出書類 4」から変更があった場合） … 1 部
- 2 代理人（復代理人）の名刺 … 1 部
※その他再度入札に備え、委任状に使用した代理人（復代理人）の印鑑及び入札書の予備を持参すること。

Ⅲ 落札決定後の提出書類

- 1 落札内訳書（落札額（入札書記載額）に対応した算出内訳書、落札日付） … 1 部
- 2 委任状（契約書及び請求書類に記載する氏名が代表者と異なる場合） … 1 部

<Ⅲの提出方法>

- 1 提出期限 落札決定後、速やかに。
（メールにて送付後、押印済み原本は後日郵送すること。）
- 2 提出先 東京都渋谷区代々木神園町3番1号
独立行政法人国立青少年教育振興機構
財務部財務課調達管理室事業支援第二係
E-mail honbu-jigyousien2@niye.go.jp

別紙2

(競争加入者本人が入札する場合)

様式A1

入札書

件名 国立沖縄青少年交流の家で使用する電気

入札金額 金 円也

※別添「積算内訳」を添付すること。

※入札金額は「積算内訳」の契約期間合計額(税抜)を記入すること。

独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程及び契約事務取扱規則を遵守し、文部科学省が定めた発注工事請負等契約規則を準用し、入札説明書を熟知し、仕様書に従って上記の業務を履行するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構
契約責任者 理事 高橋 宏治 殿

競争加入者

住所
会社名
氏名

印

別紙2

(競争加入者の代理人が入札する場合)

様式A2

入 札 書

件 名 国立沖縄青少年交流の家で使用する電気

入札金額 金 _____ 円也

※別添「積算内訳」を添付すること。

※入札金額は「積算内訳」の契約期間合計額(税抜)を記入すること。

独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程及び契約事務取扱規則を遵守し、文部科学省が定めた発注工事請負等契約規則を準用し、入札説明書を熟知し、仕様書に従って上記の業務を履行するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構
契約責任者 理 事 高橋 宏治 殿

競争加入者

住 所
会 社 名
氏 名

代 理 人

住 所
代理人氏名

印

別紙2

(競争加入者の復代理人が入札する場合)

様式A3

入札書

件名 国立沖縄青少年交流の家で使用する電気

入札金額 金 円也
※別添「積算内訳」を添付すること。
※入札金額は「積算内訳」の契約期間合計額(税抜)を記入すること。

独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程及び契約事務取扱規則を遵守し、文部科学省が定めた発注工事請負等契約規則を準用し、入札説明書を熟知し、仕様書に従って上記の業務を履行するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構
契約責任者 理事 高橋 宏治 殿

競争加入者

住所
会社名
氏名

復代理人

住所
復代理人氏名

印

国立沖縄青少年交流の家 積算内訳

会社名 : _____

※注 1 : 各月の各料金の計 (税込) を入力 (小数点以下切り捨て)

	基本料金			電力料金						料金計 (円) ※注 1	使用電力量 (kWh)
				夏季			他季				
	契約電力 (kW)	単価 (円) ※税込	料金 (円)	使用電力量 (kWh)	単価 (円) ※税込	料金 (円)	使用電力量 (kWh)	単価 (円) ※税込	料金 (円)		
R8. 4	155						18, 578				18, 578
R8. 5	155						20, 821				20, 821
R8. 6	155						27, 936				27, 936
R8. 7	155			23, 471							23, 471
R8. 8	155			44, 687							44, 687
R8. 9	155			33, 149							33, 149
R8. 10	155						28, 447				28, 447
R8. 11	155						22, 929				22, 929
R8. 12	155						21, 322				21, 322
R9. 1	155						20, 390				20, 390
R9. 2	155						29, 373				29, 373
R9. 3	155						28, 390				28, 390
計				101, 307			218, 186	契約期間合計額 (税込)			319, 493

注 2 : 契約期間合計額 (税込) に 1 1 0 分の 1 0 0 を乗じた額を入力 (小数点以下切り上げ)

契約期間合計額 (税抜) ※注 2	
----------------------	--

別紙3

(代理委任状の参考例1:社員等が入札の都度、競争加入者の代理人となる場合)

様式B1

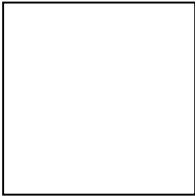
委 任 状

私は、(代理人氏名) を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

令和7年10月17日公告分の独立行政法人国立青少年教育振興機構において行なわれる「国立沖縄
青少年交流の家で使用する電気」の一般競争入札に関する件

受任者(代理人)使用印鑑



令和 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構
契約責任者 理 事 高橋 宏治 殿

委 任 者

住 所
会 社 名
代表者氏名

印

(注)これは参考例(様式及び記載内容)であり、必要に応じ適宜追加・修正等(委任者が任意の様式で作成するものを含む。)があっても差し支えないこと。

別紙3

(代理委任状の参考例2:支店長等が一定期間、競争加入者の代理人となる場合)

様式B2

委 任 状

私は、下記の者を代理人と定め、独立行政法人国立青少年教育振興機構との間における下記の一切の権限を委任します。

記

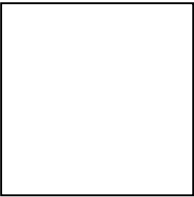
受任者(代理人) 住 所
会社名
氏 名

委任事項

- 1. 入札及び見積に関する件
- 2. 契約締結に関する件
- 3. 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する件
- 4. 契約代金の請求及び受領に関する件
- 5. 復代理人の選任に関する件
- 6. ……………

委任期間：令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

受任者(代理人)使用印鑑



令和 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構
契約責任者 理 事 高橋 宏治 殿

委 任 者

住 所
会 社 名
代表者氏名

印

(注)これは参考例(様式及び記載内容)であり、必要に応じ適宜追加・修正等(委任者が任意の様式で作成するものを含む。)があっても差し支えないこと。

別紙3

(代理委任状の参考例3:支店長等の社員等が入札の都度、競争加入者の復代理人となる場合)

様式B3

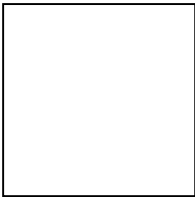
委 任 状

私は、(復代理人氏名) を(競争加入者)の代理人と定め、下記の一切の権限を委任
します。

記

令和7年10月17日公告分の独立行政法人国立青少年教育振興機構において行なわれる「国立沖縄
青少年交流の家で使用する電気」の一般競争入札に関する件

受任者(競争加入者の復代理人)使用印鑑



令和 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構
契約責任者 理 事 高橋 宏治 殿

委 任 者(競争加入者の代理人)

住 所
会 社 名
代理人氏名

印

(注)これは参考例(様式及び記載内容)であり、必要に応じ適宜追加・修正等(委任者が任意の様式で作成
するものを含む。)があっても差し支えないこと。

別紙4 入札書及び委任状の作成・提出にあたっての留意点

1 入札書の作成

- (1) 入札書の作成にあたり、競争加入者本人が作成する場合は、様式A 1 で作成してください。
- (2) 競争加入者本人以外が作成する場合は、様式A 2 若しくはA 3 で作成してください。
 - ① 様式A 2 は、競争加入者の社員など直接代理人になることが出来る者の時に使用してください。
 - ② 様式A 3 は、競争加入者から直接代理人になれず、復代理人が作成する時に使用してください。
- (3) 入札書の日付については、入札書等の受領期限日以前の日付（作成日もしくは提出日等）を記入してください。

2 委任状の作成・提出

- (1) 入札書の作成及び開札に競争加入者本人が作成及び参加する場合は、不要になります。
- (2) 競争加入者本人以外が入札書を作成する場合は、別紙3の委任状のなか入札書の作成及び開札への参加状況により様式B 1 からB 3 の中から必要な委任状を作成してください。
 - ① 様式B 1 は、競争加入者の社員など直接代理人になる場合に使用してください。
なお、この場合の入札書は、様式A 2 となります。
 - ② 様式B 2 は、競争加入者から直接代理人になれず、復代理人をたてる必要がある場合は、支店長等を一定期間、競争加入者の代理人となる必要があるため使用してください。
 - ③ 様式B 3 は、直接代理人になれず、復代理人をたてる（様式B 2 を作成）必要がある場合は、支店長等を一定期間、競争加入者の代理人となっている者から、本案件の代理人となる必要があった時に使用してください。
- (3) 様式B 2 の委任期間において、委任期間開始日は委任状発行日同日となるよう、また、提出書類の日付が委任期間外とならないようご注意ください。

令和 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構 御中

住 所
会 社 名
代表者氏名

印

「国立沖縄青少年交流の家で使用する電気」に係る
入札に関する競争参加資格確認書類の提出について

標記の件について、次のとおり提出します。

なお、書類の提出に当たり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

- ① 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを
証明する書類の写し

(担当者) 所属部署 : 氏 名 : TEL/FAX : E-mail :

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、発注者側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

（1）契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（2）契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当者等へ報告を行います。

参加資格認定通知書

令和 年 月 日

〇〇〇〇
〇〇 〇〇 殿

独立行政法人国立青少年教育振興機構
契約責任者 理 事 高橋 宏治

令和7年 10 月 17 日に公告した「国立沖縄青少年交流の家で使用する電気」の参加資格審査において、下記のとおり認定したので、通知します。

記

参加資格の有無	有（参加資格審査合格）	
	無（参加資格審査不合格）	
	参加資格を無とした理由	

< 本件問合せ先 >
財務部財務課調達管理室事業支援第二係
[TEL] 0 3 - 6 4 0 7 - 7 6 8 8

別紙7 事前の提出書類提出時のチェックリスト

必ず記載内容をご確認いただき、チェック欄に記入したうえで、他の事前提出書類と合わせて提出してください。

No.	項目名	チェック事項	チェック欄 ☑または、選択肢のある項目は、該当箇所を○で囲むこと。
1	入札書	・ 入札説明書、仕様書、契約書（案）を熟読のうえ、その内容を理解したうえで、入札しているか。（入札書提出後の仕様書等についての不知、不明を理由とした異議申し立ては認めない。）	☐
2	入札書	・ 入札書の日付が、事前提出書類の締切日以前となっているか。 ・ 代理人が入札する場合、入札書に記載する日付は、委任状に記載された日付と同日以降となっているか。	☐
3	入札書	・ 入札書を封入する封筒には氏名、開札日、件名等の必要事項が記入されているか。 ・ 封をした箇所に入札者の印で封印が押されているか。 ・ 郵送で入札書を提出する場合は二重封筒となっているか。	☐
4	入札書・委任状	・ 件名に間違いはないか。 ・ 記載項目に抜けはないか。 ・ 入札書に記載する入札金額について、入札説明書や、入札書の注意書きを確認したうえで、正しく記載しているか。	☐
5	参考見積書	・ 経費の内訳が記載されているか。 ・ 単価契約方式については、「一式」ではなく、「単価×予定数量」の内訳が記載されているか。 ※入札説明書で参考見積書の様式が示されている場合は、そのとおりに記載されているか。	☐
6	開札当日	・ 開札当日は参加するか。（不参加の場合は、No. 7-No. 11の項目は7のみ回答）	参加 ・ 不参加
7	開札当日	（開札当日不参加の場合のみ回答） ・ 1回目の入札で落札に至らなかった場合、2回目は辞退として取り扱うことを理解しているか。	☐
8	開札当日	・ 開札当日に参加するのは競争加入者本人か、それとも代理人か。	競争加入者 ・ 代理人
9	開札当日	・ 開札当日は競争加入者本人または代理人の、各社1名のみしか会場には入場できないことを理解しているか。また、開札の遅刻が認められないことも理解しているか。	☐
10	開札当日	・ 全応札者の入札額が予定価格の範囲内に達しなかった場合、直ちに再入札を行うことを理解しているか。 ・ 再入札時の金額について、外部と連絡を取って決めることができないことを理解しているか。	☐
11	開札当日	・ 開札当日には、参加者の名刺、再度入札に備えて印鑑の持参が必要であること、また、競争加入者以外の代理人が参加する場合には委任状（事前提出している場合を除く）の持参が必要であることを理解しているか。	☐
12	落札内訳書	・ 落札が決定した場合は、「落札内訳書」を速やかに提出しなければならないことを理解しているか。（作成日付は開札日と同日とし、落札金額の内訳を記載すること。また、メールにて送付後、押印済み原本は後日郵送すること。）	☐

【確認日】 令和 年 月 日

【会社名】

【確認者】

契 約 書 (案)

契約件名 国立沖縄青少年交流の家で使用する電気
(内訳)
予定契約電力 1 5 5 k W
予定使用電力量 3 1 9, 4 9 3 k W h

契約金額 別紙のとおり

発注者 独立行政法人国立青少年教育振興機構 契約責任者 理事 高橋宏治 (以下「発注者」という。) と受注者 (以下「受注者」という。) との間において、上記「国立沖縄青少年交流の家で使用する電気」(以下「電気」という。) について、上記の契約単価で次の条項によって需給契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(電気の供給)

第 1 条 受注者は、別紙仕様書に基づき電気の供給をするものとする。

(契約期間)

第 2 条 本契約の契約期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までとする。

(需要場所)

第 3 条 受注者が電気を供給する場所は、別紙のとおりとする。

(再委任の禁止)

第 4 条 受注者は、供給の処理を他人に委託し、又は請け負わせてならない。但し、書面により発注者の承諾を得たときはこの限りではない。なお、当該供給を再委託した場合であっても、受注者は発注者との関係において、その最終的責任を負わなければならない。

(使用電力量の増減)

第 5 条 発注者の使用電力量は、予定電力量を上回り、又は下回ることができる。

(契約電力)

第 6 条 各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と前 1 1 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

(計量及び検査)

第 7 条 受注者は毎月使用電力量を計量 (計量した日を以下「計量日」という。)、算定し、発注者の検査を受けなければならない。

(料金の算定)

第 8 条 料金の算定は 1 月 (前月の計量日から当月の計量日の前日までの期

間をいう。) ごとに、その使用電力量等により行う。

(料金の請求及び支払)

第9条 受注者は、第7条に定めた検査終了後、別紙に基づき請求書を作成(円未満の端数切り捨て)し、各需要場所へ送付するものとする。

2 発注者は、前項の規定による適正な請求書を受領後、原則として30日以内に支払うものとする。

(消費税及び地方消費税)

第10条 消費税及び地方消費税の税率が変更された場合には、変更後の消費税率及び地方消費税率によるものとする。

(支払遅延利息)

第11条 発注者は、第9条の約定期間内に契約金額を受注者に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、契約金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として受注者に支払わなければならない。ただし、その金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 前項の場合において、約定期間内に支払わないことが、天災地変等発注者の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

(事情変更)

第12条 発注者及び受注者は、本契約締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、発注者受注者協議の上、本契約の全部又は一部を変更することができる。

2 前項の場合において、本契約の全部又は一部を変更する必要があるときは、発注者受注者協議の上書面により定めるものとする。

(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金)

第13条 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件(基本契約要綱)によるものとする。

(契約保証金)

第14条 契約保証金は免除する。

(契約の解除)

第15条 発注者は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、契約を解除することができるものとする。

- (1) 受注者が、正当な理由なく、この契約の全部又は一部を履行しないとき。
- (2) この契約の履行について、受注者に不正・不当な行為があったとき。
- (3) 受注者がこの契約を履行する能力を失ったことが明らかに認められるとき。

(4) 受注者が、発注者と現に締結している他の契約について、受注者の責に帰すべき事由により当該契約を解除されたとき。

(5) 受注者が次のいずれかに該当するとき

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴力団対策法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(6) 前各号のほか、受注者がこの契約に違反したとき。

(7) 発注者の都合により契約の解除の必要があるとき。

2 前項により契約を解除する場合には、(7)が生じたときは、発注者は受注者に対し契約解除の理由を記載した書面を解除しようとする1ヶ月前までに通知し、解約できるものとするが、(1)から(6)については、書面をもって通告することによって解除するものとする。

3 第1項(1)から(6)の各号の一に該当する事由が生じた場合で、発注者が特に必要と認める場合は、同項の規定にかかわらず、受注者に業務改善命令書を送付し、契約を継続できるものとする。

4 受注者は、倒産等業務の継続が困難な場合を除き、契約解除の通告を受けた月の翌月末日を限度として、次期受注者の契約期間開始日の前日まで本契約の業務を履行しなければならないものとする。

(違約金)

第16条 前条第1項の規定（同項（7）を除く。）により契約を解除する場合は、受注者は違約金として、契約金額（電力量契約単価に予定使用電

力量を乗じて得た額と契約電力に基本料金契約単価を乗じて得た額の合計額。以下同じ。)の10%に相当する額を発注者に対し支払うものとする。

- 2 前条第3項の規定により契約を継続する場合は、受注者は違約金として、契約金額の5%に相当する額の範囲内で発注者が請求する額を発注者に対し支払うものとする。

(損害賠償)

第17条 受注者又は発注者は、故意又は重大な過失によって相手方に損害を与えたときには、その損害を賠償しなければならない。但し、火災、天災、その他不可抗力など、受注者の責任に帰する事が困難な事由によって生じた損害については、この限りではない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第18条 受注者は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の10%に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。(以下「独占禁止法」という。))第3条又は第19条の規定に違反し、又は受注者が構成員である事業団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者又は受注者が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、受注者が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違約行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会公示第15号)第6項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときは、この限りでない。

(2) 公正取引委員会が、受注者に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行なったとき。

(3) 受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

- 3 受注者は、この契約に関して、第1項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

(秘密保持)

第19条 発注者及び受注者は、この契約に関連して知ることのできた契約相

手方の知識又は情報その他の権利（法的利益を含む。）及び個人情報、契約相手方より指示及び了承があった場合を除いて、第三者に漏洩し、又は譲渡し、若しくは使用させてはならない。このことは、契約解除後又は契約期間満了後においても同様とする。

（一般事項）

第20条 この契約についてのその他の一般的約定については、独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程及び契約事務取扱規則を遵守し、文部科学省が定めた発注工事請負等契約規則を準用するものとする。

（紛争の解決）

第21条 この契約について、発注者・受注者間に紛争が生じたときは、双方協議の上これを解決するものとする。

（裁判管轄）

第22条 この契約に関する訴えの管轄は、独立行政法人国立青少年教育振興機構本部の所在地を管轄区域とする東京地方裁判所とする。

（その他）

第23条 この契約に定めのない事項については、受注者が適用する電気需給約款（以下「約款等」という。）によるものとする。なお、契約書と約款等において相反する内容がある場合には、契約書を優先し、発注者・受注者はそれに従うものとする。

上記契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し、発注者・受注者は次に記名押印の上、各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

発注者	住 所	東京都渋谷区代々木神園町3番1号
	氏 名	独立行政法人国立青少年教育振興機構
		契約責任者 理事 高橋 宏治

受注者	住 所
	氏 名

別紙

需要場所：国立沖縄青少年交流の家
沖縄県島尻郡渡嘉敷村字渡嘉敷 2 7 6 0

(1) 予定契約電力 1 5 5 k W

(2) 契約金額

ア) 1 ヶ月 1 k W 基本料金 ○○○円／k W

イ) 1 ヶ月 1 k W h 電力量料金 (従量)

○○時間 ○○. ○○円／k W h

△△時間 ○○. ○○円／k W h

1) 契約金額には、消費税及び地方消費税額を含む。

なお、契約期間中に消費税及び地方消費税の税率が変更された場合には、上記金額も変更後の消費税率及び地方消費税率によるものとする。

2) 契約電力が 5 0 0 k W を超過した場合は、受注者が定める規定等又は当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が定める標準供給条件 (基本契約要綱) に基づき、発注者受注者協議により取り扱うものとする。

3) 受注者の発電費用等の変動により契約金額を改定する必要があるときは、発注者受注者協議の上契約金額を改定することができる。

仕 様 書

1. 件名

国立沖縄青少年交流の家で使用する電気

2. 概要

- (1) 需要場所 沖縄県島尻郡渡嘉敷村字渡嘉敷 2 7 6 0
- (2) 業種及び用途 青少年教育施設

3. 契約期間

令和 8 年 4 月 1 日 0 時 ～ 令和 9 年 3 月 3 1 日 2 4 時

4. 仕 様

- (1) 供給電気方式 交流三相 3 線式
- (2) 供給電圧 (標準電圧) 6, 6 0 0 ボルト
- (3) 計量電圧 (標準電圧) 6, 6 0 0 ボルト
- (4) 標準周波数 6 0 ヘルツ
- (5) 受電方式 一回線受電方式
- (6) 蓄熱式負荷設備の有無 無
- (7) 予定契約電力及び予定使用電力量
- ① 予定契約電力 1 5 5 キロワット
- (ただし、その 1 月の最大需要電力と前 1 1 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。)
- ② 予定使用電力量 3 1 9, 4 9 3 キロワット時
- (月別の予定使用電力量は、別紙のとおり)
- (8) 電力量等の検針
- ・ 自動検針装置 無
 - ・ 電力会社の検針方法 検針員による検針
 - ・ 検針日 毎月 3 日前後
 - ・ 計量器の構成 電力需給用複合計器
 - ・ 計量器の場所 本館施設複数箇所及び海洋研修場内
- (9) 需給地点
- 需要場所における発注者の施設した第 1 号柱上の沖縄電力株式会社の架空引込線と発注者の開閉器電源側との接点
- (10) 電気工作物の財産分界点
- 需給地点に同じ
- (11) 保安上の責任分界点

電気工作物の財産分界点に同じ

(12) その他契約の有無

- | | |
|---------------|---|
| ・自家発補給電力契約の有無 | 無 |
| ・融雪電力契約の有無 | 無 |

5. その他

- (1) 力率は、契約期間中100パーセントを保持する予定。
- (2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (3) 非常用自家発電設備<内訳：300キロボルトアンペア1台>を有している。
- (4) 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、その他の要因による電力量料金の燃料費調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金等）については、当該地域を管轄する沖縄電力株式会社が定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。
- (5) 料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
- ア. 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
- イ. 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
- ウ. 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
- エ. 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- オ. 消費税額及び地方消費税額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

6. 補足事項

- (1) 入札書に記載する金額の算定に当たっては、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、受注者が適用する電気需給約款（以下「約款等」という。）によるものとする。
- なお、仕様書と約款において相反する内容がある場合には、仕様書を優先し、発注者・受注者はそれに従うものとする。

年間予定使用電力量等

国立沖縄青少年交流の家

	予定使用電力量単位（kWh）		最大需要電力（参考） 単位（kW）
	夏季	その他季	
4月		18,578	63
5月		20,821	97
6月		27,936	151
7月	23,471		96
8月	44,687		155
9月	33,149		140
10月		28,447	117
11月		22,929	77
12月		21,322	88
1月		20,390	69
2月		29,373	112
3月		28,390	94
計	101,307	218,186	
合計	319,493		

供給電圧（標準電圧）	6600 V
標準周波数	60 H z
予定契約電力	155 k w
力率（予定）	100 %

※上記の数値は、実績を基に記載したものであるため、将来の数値を示したものでないことに留意すること。

※上記「夏季」「その他季」に該当する月は、

当該地域を管轄する沖縄電力株式会社が定める標準供給条件によるものとする。